

# 建築計画の紛争予防

## 建築計画の事前公開（標識の設置等）

建築調整課 紛争調整担当

直通電話 03-5273-3544

### ○ 趣 旨

日照をはじめ建築計画に係る諸問題に対処する手段の一つとして、「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」により建築計画を事前に近隣関係住民に対して公開することになっています。

### ○ 対象建築物

第一種低層住居専用地域…………… 軒高7メートルを超える建築物又は地階を除く階数3以上の建築物

その他の地域…………… 高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く4階建て以上の建築物

※ 第一種低層住居専用地域を除く地域で高さが9.5メートル以上10メートル以下の建築物については、建築主が自主的に標識設置するよう、お願いします。

### ○ 公開の方法

次のとおり「建築敷地に標識を設置する。」ことにより行います。

1 標識の設置者：建築主

2 設置する時期：建築の計画が決まり次第、速やかに設置してください。

3 設置期間：建築物の規模により、次の設置の日から工事完了までとします。

①延べ面積が3000平方メートルを超え、かつ、高さが20メートルを超える建築物

確認申請等申請日の60日前、又は、90日前

②延べ面積が1000平方メートルを超え、又は高さが15メートルを超える建築物で①以外の建築物

確認申請等申請日の30日前、又は、40日前

③ ①、②以外の建築物

確認申請等申請日の15日前、又は、20日前

・90、40、20日前とは、敷地境界線から建築物高さの2倍の範囲内に教育施設等と放課後児童健全育成事業を行う施設がある場合に適用されます。（平成23年4月1日から施行）

・教育施設等とは、公立、私立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の幼、小、中学部（新宿養護学校）・中等教育学校の前期課程・各種学校（中学校教育まで行う学校）・保育所（公立、私立保育園）・認定子ども園です。

・放課後児童健全育成事業を行う施設とは、学童クラブ事業を行う公私立施設（児童館等）です。

4 設置場所：建築敷地の見やすい場所で道路に接する部分（敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さが約1メートルとなるよう設置してください。

5 設置届：標識を設置したときは、速やかに第2号様式で正、副2部を届出てください。（注、設置日から5日以上経過して届けられた場合は、届出日より5日前に設置したものとして起算します。）

6 計画変更：建築計画を変更したときは、標識の記載事項を速やかに訂正して届出てください。（注、大幅な計画の変更は、設置届の出し直しとなることがあります。）

7 標識の様式：第1号様式（第3条関係）

<b>建築計画のお知らせ</b>				
建築物の名称				
建築敷地の地名地番				
建築物の概要	用途	注) 4	敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積		延べ面積	注) 2 m <sup>2</sup>
	構造		基礎工法	
	階数	地上 階・地下 階	高さ	注) 1 m
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
建築主（住所） （氏名）	電話（ ）			
設計者（住所） （氏名）	電話（ ）			
施工者（住所） （氏名）	電話（ ）			
標識設置年月日	年 月 日			
注) 3 { <ul style="list-style-type: none"> <li>● この標識は新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。</li> <li>● 上記建築計画についての説明の申し出は下記へご連絡ください。</li> </ul> (連絡先) 担当者 電話（ ）				

大きさは縦横とも90cm以上とする。

注) 1 建物高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号で算定します。

注) 2 延べ面積の欄には、法律の中で緩和できる床面積（自動車車庫、住宅の地下室等）が含まれた面積を記入してください。

注) 3 高さが9.5メートル以上10メートル以下の建物に係る自主的に設置した標識看板については、上記の〔 〕で囲まれた文を次のように書き換えて下さい。「この標識は、**建築主が自主的に設置したものです。**」

注) 4 ワンルーム条例に該当する場合は「用途」欄にワンルーム住戸数及び総住戸数を記載してください。（ワンルーム条例を参照）

※延べ面積が1,000㎡を超え、又は、高さが15mを超える建築物は、標識の枠外に「条例第6条第2項により、近隣関係住民が説明会を求めた時は、建築主は応じなければならない。」と記載してください。

# 建築の計画をされている方へお願い

---

中高層建築物の建築に伴い、日照・通風・採光の阻害、電波障害、更に工事の騒音・振動など周辺地域の生活環境に大きな影響を与えるので、次のようなことに留意し、円滑に工事を進めるようお願いいたします。

## 1 心構えについて

地価が高く広い敷地が入手出来ないことから、敷地一杯に高い建物を計画されがちですが、都市生活の中では、その建物が建つ事により影響を受ける方々も出てきます。近隣の立場を考え、次のような事に留意し事業を進めてください。

- (1) 敷地の効率的利用や建物の機能面を重視するだけでなく、近隣の方々への影響を軽視する事のないよう常に配慮してください。
- (2) 近隣関係住民から計画等に関する意見、要望を受けた時は、十分な検討を行い、丁寧な説明をするよう努めてください。特に、既存建物の解体工事は騒音・振動の影響があります。事前に丁寧な説明をしてください。
- (3) 話し合いの段階で出された意見要望等に対しては、誠意をもって応え、その場で回答できないことは後日文書等で回答し、約束した事は必ず実行することで、理解と協力を得るよう努めてください。
- (4) 敷地内では、できるだけ空地を確保し、近隣家屋への影響をできるだけ少なくなるよう、建築物の配置、高さ、形態など十分に配慮してください。
- (5) ワンルームマンションを計画する場合は、完成後の建物管理方法、ゴミ置場の位置等に配慮して下さい。また、十分に説明してください。
- (6) 近隣関係住民に教育施設等が該当する場合、その施設に通う園児、児童の保護者も含まれます。(保護者への説明方法は各施設の責任者と協議ねがいます)  
また、教育施設等の周辺で建築工事を行う際は、通園、通学の時間帯等に配慮してください。

## 2 建築計画（設計）について

建築計画にあたっては、日照障害、電波障害、プライバシー侵害等相隣関係について十分検討を行い、近隣関係住民に対し、説明会等で配置図、平面図、立面図、日影図等により、計画建物による影響を具体的に説明する事が必要です。これが誠意を示す一つの手立てとなります。

- (1) 「日照障害」は、特に重大な問題で、日影になった方の住生活に影響を与える場合があるため、日影図や模型その他を用いて住民にも分かりやすく説明する必要があります。近隣関係住民からの意見、要望に対しては、十分な検討と丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めてください。
- (2) 「電波障害」は、事前に予測できるので、専門の会社に調査を依頼し、影響範囲に対して必要があれば建築主の負担で共同アンテナ等の設置により障害を排除することが望まれます。
- (3) 「敷地境界の確定」は、不確定のまま計画を進めますと途中で行き詰まってしまいますので事前に明確にしておくことが必要です。
- (4) 「その他」建築に伴う問題は数多くあります。例えば、隣家に面して窓を設ける場合は、プライバシー保護のため窓の位置をずらす、目隠し等を設けるなど配慮してください。また、施工にあたり足場等設置のため、止むを得ず隣地敷地内を使用するときは、事前に承諾を得るなど、想定される問題については積極的に対策を講じ、近隣の環境保全と良好な相隣関係を保つための努力が必要です。

## 3 工事の施工について

工事の施工にあたって、「危害防止」「騒音・振動対策」「工事車両による交通障害」「公道の道路占用許可、使用許可」等諸問題があります。安全に配慮した工事計画を立て、近隣の方々の日常生活に与える影響をできるかぎり少なくするよう努めてください。

※ 解体工事に伴い特定建設作業を行う場合は、「新宿区における建築物の工事に係る騒音等の紛争の予防に関する要綱」により「標識設置」と「近隣住民説明」が必要になります。

■新宿区役所ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

⇒ くらし ⇒ 住まい ⇒ 建築 ⇒ 建築調整課  
⇒ 建築紛争の予防と調整

## 近隣説明について

令和5年10月2日

### ★説明の範囲と対象

#### 1、説明の範囲

近隣説明の範囲は、中高層建築物の敷地境界線から当該建築物の高さの2倍の水平距離の範囲となります。

#### 2、説明の対象

- ①上記1の範囲内にある土地、建物に関して権利を有している者及び居住者、テナントになります。（敷地の一部が説明の範囲にかかれば、その土地及び建物に関して権利を有する者も説明の対象になります。）
- ②説明の範囲内に条例で規定する教育施設がある場合は、その教育施設を利用する子どもの保護者に対する説明も必要となります。

### ★説明の方法

近隣関係住民への計画説明は次の方法によって行ってください。

- 1、説明会、又は、個別説明等によって説明してください。（延面積が1,000㎡を超え、又は高さが15mを超える建築計画については、説明会を求められたときは、説明会開催が義務となります。 条例6条1項、2項、規則9条5項）
- 2、説明会を開催するときは、**開催の5日前まで**に日時・場所を計画地（事前公開標識の横等）に**掲示**すると共に、近隣関係住民に**案内書の配布**を行ってください。
- 3、説明会には、**建築主**（法人の場合は、代表者又は、その建築計画に携わる当該法人の従業者）の**出席が義務**となります。
- 4、説明会によらない場合は、近隣関係住民に個別説明等により説明してください。
- 5、個別説明を行う場合、**建築紛争予防条例に基づく個別説明であることを明記した挨拶文**及び、以下に記載する説明資料を基に説明を行ってください。
- 6、個別説明に訪問した際、説明対象者が不在だった場合は**日を改めて、再訪（3回以上）**してください。
- 7、不在で説明ができなかったときは、**訪問した主旨（条例に基づく個別説明であること）**及び連絡先、担当者を明記した挨拶文（紛争予防条例に関するHPに参考例あり）を投函し、説明を求められた場合は速やかに対応してください。
- 8、日を改めて、再訪してください（訪問3回以上）。3回以上訪問しても面会できない場合は、**挨拶文及び説明資料を投函**し、説明を求められた場合は速やかに対応してください。

### ★説明すべき事項

建築計画について説明すべき事項は、次に掲げるものとなっています。

- 1、中高層建築物の敷地の形態及び規模、敷地内における中高層建築物の位置並びに付近の建築物の位置の概要
- 2、中高層建築物の規模、構造及び用途
- 3、中高層建築物の工期、工法、作業方法等

裏面もお読みください

#### 4、中高層建築物の工事による危害の防止策

#### 5、中高層建築物の建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策

※1,5の説明にあたっては、次の図面等を用いて説明に当たってください。

- ① 【配置図】隣地境界線からの離れや、道路及び隣接地との高低差が記載されたもの。
- ② 【各階平面図】階段や共用部分の配置が分かるもので、住居部分の詳細は不要。
- ③ 【立面図】外壁開口部の大きさや位置がわかるもの。
- ④ 【日影図】冬至の午前8時から午後4時までの8時間、測定面GL±0mのものを基本としてください。

商業地域等で日影規制対象外の地域でも近隣に住宅が混在している場合は同等のものを作成し、説明してください。（高低差のある地域では状況に応じて測定面を変更してください）

**注** 近隣住民は専門家ではありません。誤解による不信感から建築紛争とならないためにも、上記以外でも求められた図面はできる限り対応し、理解を得るよう心がけてください。

※3,4の説明にあたっては、特に次のことについて説明してください。

- ① 予定工期及び作業時間。
- ② 騒音・振動を伴う工事の時期や期間。
- ③ 工事車輛の出入等に伴う現場周辺の安全対策。
- ④ 地下や基礎の掘削に伴う山留め等の安全対策。
- ⑤ 仮囲い・養生シート等の隣接地に対する安全対策。
- ⑥ 不慮の事故等、万一の場合の責任の所在及び対処方法。
- ⑦ 同時に解体工事を行う場合は、解体についても同様の説明を行ってください。

※その他

- ① 電波障害が予測される場合は、具体的な対策を説明してください。  
10階建て以上又は高さ30m以上の計画の場合は、机上計算による障害予測範囲図を作成してください。
- ② 共同住宅(特にワンルーム)の計画にあたっては、建物完成後の管理体制等についての不安からの建築紛争が急増しています。  
区では、ワンルーム条例で管理に関する基準を設けていますが、これを遵守することはもちろん、良好な近隣関係に配慮した具体的な管理規約の案等を提示することで、近隣住民の不安解消に努めてください。

【個別訪問（ 1 回目 ・ 2 回目 ）】

訪問日： 年 月 日

訪問日を明記（吉日は不可）

近隣のみなさまへ

差出人を明記

建築主住所  
会社名  
代表者名

『(仮称) ●●●●●新築工事』のお知らせ

階数、建物用途を明記

この度、新宿区〇〇町〇-〇において、●●階建ての共同住宅（建物用途）を計画しています。

「新宿区中高層建築物に係る紛争の予防と調整に関する条例」第6条の規定に基づき、個別訪問による建築計画の説明にご訪問させていただきましたが、ご不在のため、再度、日を改めてお伺い致します。

個別訪問のご希望日時やご質問などがございましたら下記連絡先までご連絡ください。

条例名、条例に基づく個別説明であることを明記

記

【案内図】

計画地案内

2hの範囲が入る縮尺とすること

連絡先

△△株式会社 担当者■■■  
TEL:03-1234-XXXX  
FAX: 03-1234-XXXX  
Email:XXXXX@XX.XX

連絡先を明記

※連絡先は近隣関係住民が問合せをしやすいよう可能な範囲で FAX、Email を記載

参考例

## 【個別訪問（3回目）】

訪問日： 年 月 日

訪問日を明記（吉日は不可）

近隣のみなさまへ

差出人を明記

建築主住所  
会社名  
代表者名

## 『(仮称) ●●●●●新築工事』のお知らせ

階数、建物用途を明記

この度、新宿区〇〇町〇-〇において、●●階建ての共同住宅（建物用途）を計画しています。

「新宿区中高層建築物に係る紛争の予防と調整に関する条例」第6条の規定に基づき、個別訪問による建築計画の説明にご訪問させていただきました。新宿区の指導により3回ご訪問しましたがご不在だったため、建築計画の説明資料を投函させていただきます。

条例名、条例に基づく個別説明であることを明記

当該建築計画についてご質問や説明を希望される場合は説明に伺いますので、下記連絡先までご連絡ください。

記

## 【案内図】

計画地案内

2hの範囲が入る縮尺とすること

連絡先

△△株式会社 担当者■■■

TEL:03-1234-XXXX

FAX: 03-1234-XXXX

Email:XXXXXX@XX.XX

連絡先を明記

※連絡先は近隣関係住民が問合せをしやすいよう可能な範囲でFAX、Emailを記載



# 新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整

## に関する条例に基づく手続きの流れ

令和5年10月2日

中高層建築物の建築に伴うご近所のトラブル（建築紛争）を未然に防ぐため、建築主は近隣関係住民に建築計画や工事計画について、説明会等により周知することを義務づけています。

条例及びこの条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく手続きは下図を参考にしてください。



←————→ : 標識設置期間

←-----→ : 建物規模による建築確認申請等受付までに要する期間（15日～90日）

注）区のワンルームマンション条例に該当する場合は、同条例に基づく「標識設置届」及び「近隣居住者等への説明」がありますので留意してください。

説明会開催のお知らせ(お願い)  
(〇〇〇〇〇建築計画のお知らせ)

年 月 日

様

(建築主)

(挨拶文) 日頃〇〇〇〇〇〇でお世話になっています。  
今回、下表の建築物を計画しており、建築計画と工事計画の説明会を予定して  
いますのでお忙しい時期とは思いますが、ご出席をお願いいたします。

日 時 年 月 日 時～

会 場

※当日、説明会に出席できない方で説明を受けたい方は、下記担当者までご連絡ください。

建築計画のお知らせ				
建築物の名称				
建築敷地の地名地番 (住居表示)		新宿区 (新宿区 )		
建築物の概要等	用途		敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	構造		基礎工法	
	階数	地上 地下 階 階	高さ	m
着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日	
(住所) 建築主(氏名)	電話( )			
(住所) 設計者(氏名)	電話( )			
(住所) 施工者(氏名)	電話( )			
標識設置年月日	年 月 日	(予定・設置済)		

記

- この説明会は、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条第1項の規定により建築に係る計画の内容の説明を行うものです。
- 建築計画等についての説明の申し出は次の者にご連絡ください。

(連絡先)

担当者

電話( )

建築主・設計者等各位

建築計画の標識の記載に関するお願い

「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」第5条第1項にもとづく建築計画の標識（建築計画のお知らせ看板）に、下記1の対象建築物に係る建築計画の場合は、下記2の事項を標識の枠外に記載してください。

記

1 対象建築物

延べ面積が1000平方メートルを超え、又は、高さが15メートルを超える建築物

2 建築計画の標識に記載する事項

条例第6条第2項により、近隣関係住民が説明会を求めた時は、建築主は応じなければならない。

【建築計画の標識】

建築計画のお知らせ			
建築物の名称			
建築敷地の地名地番			
建築物の概要	用途	敷地面積	
	建築面積	延べ面積	
	構造	基礎工法	
	階数	地上 階・地下 階	高さ m
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
建築主（住所） （氏名）	電話（ ）		
設計者（住所） （氏名）	電話（ ）		
施工者（住所） （氏名）	電話（ ）		
標識設置年月日	年 月 日		
<ul style="list-style-type: none"><li>● この標識は新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。</li><li>● 上記建築計画についての説明の申し出は下記へご連絡ください。</li></ul> <p>（連絡先） 担当者 電話（ ）</p>			

記載してください

条例第6条第2項により、近隣関係住民が説明会を求めた時は、建築主は応じなければならない。

# 保護者への建築計画の説明について

## 《条例の趣旨》

新宿区では、「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、同条例施行規則」により建築計画の事前公開と計画説明等を義務付けて、建築紛争の予防に努めてきました。しかし、「近隣関係住民」の範囲には学校、幼稚園、保育所、子ども園、学童クラブ等に通う子どもの保護者などが含まれていなかったため、教育施設等への特別な配慮が十分反映できないという課題がありました。

平成22年12月の条例改正で「近隣関係住民」の範囲を拡大することにより、中高層建築物の建築により影響を受ける一定の範囲（計画敷地境界線から計画建物高さの2倍。以下「2H」という。）にある教育施設等に通う子どもの保護者（条例第2条（5）イ）に対しても、建築主が建築計画を説明する義務を負うと同時に、建築主とそれら保護者との間に建築紛争が生じた場合についても、区が行うあっせん、調停の適用対象としました。

## 《標識設置期間の延長》 施行規則第5条第4項

2Hに教育施設等がある場合、従来の事前周知期間は、下記の日数に延長されて、保護者に対して周知を図ることになります。

- |   |
|---|
| ① 延べ面積3,000㎡を超え、かつ、高さ20mを超える建築物<br>⇒建築確認申請等の90日前から設置 [60日前] |
| ② 延べ面積1,000㎡を超え、又は、高さ15mを超える建築物<br>⇒建築確認申請等の40日前から設置 [30日前] |
| ③ ①、②以外の建築物<br>⇒建築確認申請等の20日前から設置 [15日前]                     |

※[ ]内は、教育施設等・放課後児童健全育成事業を行う施設がない場合です。

## 《保護者への計画説明》 条例第6条、施行規則第9条

建築主は、2Hに教育施設等があった場合、該当する教育施設等の管理者等を特定し、施設窓口の担当者にチラシの配付方法や、説明会の開催方法について相談してください。

「計画説明概要チラシ」により、説明する場合と、「説明会」を開催する場合がありますが、それぞれ次のように対応願います。

① 「計画説明概要チラシ」による説明（周知）

教育施設等に通う児童、生徒の保護者の人数を確認し、必要な部数用意して学校等を通じて周知することになります。

※「計画説明概要チラシ」は、別紙「保護者への計画概要説明」を参考にして、作成してください。

② 「説明会」による説明（周知）

建築主は、計画説明をする場合、保護者の居場所等はわかりませんので、一人ひとり毎に保護者宅に伺い、計画説明することは困難です。

従って、説明会の開催により保護者への計画説明が望まれます。

なお、保護者から個別説明を求める連絡があった場合は、図面資料を渡して計画説明を行ってください。

《協力関係規定》 施行規則第9条2項、3項

建築主が、不特定の保護者に説明会等の方法により、計画説明をするには、教育施設等の設置者、管理者、各主管部の協力を得る必要があります。不特定の保護者の居場所等がわからないと、何処の場所に、計画説明に行ったらよいのか、建築主は迷うことになります。

建築主が自ら、保護者に対して説明する義務を果たすには、条例第6条の説明会等の方法により、スムーズに計画説明できるように、建築主と教育施設等の設置者、管理者、各主管部との協力体制を規定しています。

[施設窓口]

区立幼稚園、 区立小学校、区立中学校 特別支援学校	教育委員会学校運営課教育施設係 第一分庁舎4階 TEL03-5273-3106
区立認定こども園 区立保育園	子ども家庭部保育課運営係 本庁舎2階 TEL03-5273-4525
学童クラブ (小学校内・小学校内分室・子ども家庭支援センター)	子ども家庭部子ども総合センター 管理調整係 TEL03-3232-0673 新宿七丁目3-29

※ なお、私立の保育園や学校等の各種教育施設等へは、各施設に直接相談してください。

問い合わせ先

新宿区都市計画部建築調整課建築紛争調整担当

直通電話 03 (5273) 3544

# 保護者への計画概要説明（参考）

〇〇年〇〇月〇〇日

近 隣 各 位 様

建築主 ○ ○ ○ ○

（仮称）□□□□マンション新築工事のご挨拶

拝啓、近隣の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
この度、私〇〇〇〇は、現住所に（仮称）□□□□マンションの建設を計画致しております。  
この建築計画は、都市計画法・建築基準法等の諸法規に適合するよう計画しておりますが、「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、本計画及び建築工事概要の事前説明を致します。また、工事の施工に際しては、騒音・振動・  
危害防止・交通安全等に細心の注意を払い、最善の努力をいたす所存であります。

何卒皆様方のご理解を賜ります様お願いいたします。

なお、この計画及び工事についてのご質問等がありましたら、下記にご連絡頂ければ説明に伺います。

敬具

記

建築概要は、裏面のとおりです。

問い合わせ先

（〒△△△△-△△△△）

東京都△△区△△△△-〇〇-〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（株）

（担当者）〇〇、〇〇

TEL△△-△△△△-△△△△

FAX□□-□□□□-□□□□

○計画説明文書を幼稚園・小、中学校・特別支援学校等に配布する時は、コピーを各クラスの人数ごとの枚数にまとめて提出してください。

○各施設に掲示する計画説明文書は、A3版で提出してください。（枚数は、各施設と打ち合わせしてください。）

## 保護者への計画概要説明（参考）

### ○建築計画の概要

1. 建物名称 (仮称) □□□□マンション
2. 建築主 住所 東京都△△区△△〇—〇〇—〇〇  
氏名 〇〇 〇〇
3. 設計者 住所 東京都△△区△△〇—〇〇—〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株)一級建築士事務所 〇〇〇〇
4. 施工者 住所 東京都△△区△△〇—〇〇—〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇
5. 建築場所 東京都新宿区△△△〇〇—〇〇 (住居表示)  
東京都新宿区△△△〇〇〇—〇〇 (地名地番)
6. 用途地域 □□□□地域、第□種□□地域
7. 地域地区 〇〇M高度地区
8. 公法規制 許容建蔽率 〇〇. 〇〇%  
許容容積率 〇〇. 〇〇%
9. 面積 敷地面積 〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>  
建築面積 〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>  
延べ面積 〇〇〇. 〇〇m<sup>2</sup>
10. 建物用途 □□□□
11. 規模 地上 〇階建  
高さ m・最高高さ 〇〇. 〇〇m
12. 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
13. 工事期間 着工予定 〇〇年〇〇月初旬  
竣工予定 〇〇年〇〇月末日

### 【案内図】



# 子育て支援施設等の設置に関するお願い

新宿区では、「新宿区子育て支援施設等の設置に係る要請に関する要綱」にもとづき、子育て支援施設等の整備を促進し、待機児童の解消及び子育てしやすいまちの実現を図るため、建築物を新築しようとする事業者に対して、子育て支援施設等の設置について、区への事前の説明をお願いします。

## 対象建築物

- 都市開発諸制度等を適用して建築物を新築するとき  
(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、総合設計制度、都市再生特別地区等)
- 100戸以上の共同住宅(床面積が40㎡以上の住戸が含まれるものに限る)
- 店舗、飲食店、事務所等の用途に供する賃貸用の建築物で、敷地面積が200㎡以上のもの

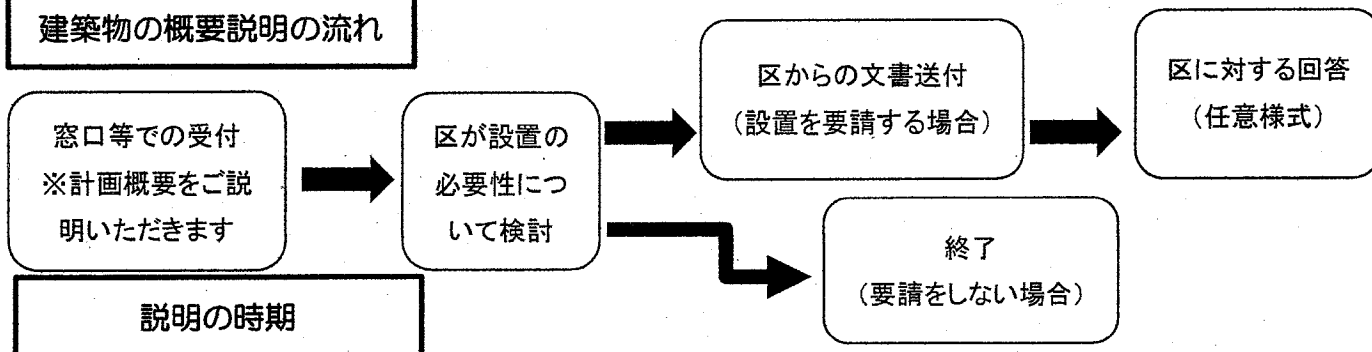
## 子育て支援施設等

子育て支援施設等は、次のとおりです。

- 保育所、学童クラブ等
- 授乳室、おむつ交換等のできる設備
- 子どもの遊び場、保護者と子どもが一時的に待機可能な場所等

なお、計画の内容から、区が必要と判断する場合は、子育て支援施設等の設置につき、要請を行います。

## 建築物の概要説明の流れ



## 説明の時期

区への事前説明は、建築計画が確定する時期までをお願いします。

## 担当窓口

新宿区子ども家庭部保育課施設整備係(2階14番)  
電話 03-5273-4162 FAX 03-3209-2795